

札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

令和7年（2025年）2月13日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例

札幌市国民健康保険条例（昭和36年条例第9号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第12条第1項ただし書中「65万円」を「66万円」に改める。
- (2) 第15条第1項第1号中「100分の50」を「100分の45.1」に改め、同項第2号中「100分の22.5」を「100分の29.9」に改め、同項第3号ア中「100分の27.5」を「100分の25」に改める。
- (3) 第15条の2の2第1項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。
- (4) 第15条の2の4第1項第1号中「100分の50」を「100分の45.1」に改め、同項第2号中「100分の22.5」を「100分の29.9」に改め、同項第3号ア中「100分の27.5」を「100分の25」に改める。
- (5) 第15条の5第1項第1号中「100分の50」を「100分の42.2」に改め、同項第2号中「100分の22.5」を「100分の32」に改め、同項第3号中「100分の27.5」を「100分の25.8」に改める。
- (6) 第19条第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項中「65万円」を「66万円」に改める。
- (7) 第19条の4第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第2項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第3項及び第4項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第5項中「6

5万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第6項中「65万円」を「66万円」に改める。

(8) 附則に次の2条を加える。

(令和7年度から令和10年度までの各年度における保険料率の算定方法に係る特例)

第20条 次の表の年度欄に掲げる各年度に限り、同表の規定欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の割合欄に掲げる字句は、それぞれ同表の暫定割合欄に掲げる字句とする。

年度	規定	割合	暫定割合
令和7年度	第15条第1項第1号及び第15条の2の4第1項第1号	100分の45.1	100分の49.7
	第15条第1項第2号及び第15条の2の4第1項第2号	100分の29.9	100分の22.9
	第15条第1項第3号ア及び第15条の2の4第1項第3号ア	100分の25	100分の27.4
	第15条の5第1項第1号	100分の42.2	100分の49.6
	第15条の5第1項第2号	100分の32	100分の23
	第15条の5第1項第3号	100分の25.8	100分の27.4
令和8年度	第15条第1項第1号及び第15条の2の4第1項第1号	100分の45.1	100分の49.1
	第15条第1項第2号及び第15条の2の4第1項第2号	100分の29.9	100分の23.8
	第15条第1項第3号ア及び第15条の2の4第1項第3号ア	100分の25	100分の27.1
	第15条の5第1項第1号	100分の42.2	100分の48.7
	第15条の5第1項第2号	100分の32	100分の24.1
	第15条の5第1項第3号	100分の25.8	100分の27.2
令和9年度	第15条第1項第1号及び第15条の2の4第1項第1号	100分の45.1	100分の48.2

	第 15 条第 1 項第 2 号及び第 15 条の 2 の 4 第 1 項第 2 号	100 分の 29.9	100 分の 25.2
	第 15 条第 1 項第 3 号ア及び第 15 条の 2 の 4 第 1 項第 3 号ア	100 分の 25	100 分の 26.6
	第 15 条の 5 第 1 項第 1 号	100 分の 42.2	100 分の 47.2
	第 15 条の 5 第 1 項第 2 号	100 分の 32	100 分の 25.9
	第 15 条の 5 第 1 項第 3 号	100 分の 25.8	100 分の 26.9
令和 10 年 度	第 15 条第 1 項第 1 号及び第 15 条の 2 の 4 第 1 項第 1 号	100 分の 45.1	100 分の 46.8
	第 15 条第 1 項第 2 号及び第 15 条の 2 の 4 第 1 項第 2 号	100 分の 29.9	100 分の 27.3
	第 15 条第 1 項第 3 号ア及び第 15 条の 2 の 4 第 1 項第 3 号ア	100 分の 25	100 分の 25.9
	第 15 条の 5 第 1 項第 1 号	100 分の 42.2	100 分の 45
	第 15 条の 5 第 1 項第 2 号	100 分の 32	100 分の 28.6
	第 15 条の 5 第 1 項第 3 号	100 分の 25.8	100 分の 26.4

(令和 7 年度から令和 11 年度までの各年度における均等割の保険料率の算定方法に係る特例)

第 21 条 令和 7 年度から令和 11 年度までの各年度に限り、第 15 条第 1 項第 2 号及び第 15 条の 2 の 4 第 1 項第 2 号の規定の適用については、これらの規定中「相当する額」とあるのは、「相当する額から当該額の一部に充てるものとして札幌市基金条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 2 条第 1 項第 5 号に掲げる国民健康保険支払準備基金を同条例第 8 条第 3 項第 2 号の規定に基づき処分した額を減じた額」とする。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の札幌市国民健康保険条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(理 由)

国民健康保険法施行令の一部改正に伴う基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の限度額の引上げ並びに保険料の減額の対象となる納付義務者の範囲の拡大を行うほか、北海道内の保険料水準の統一に向け、基礎賦課額等の総額に占める所得割、被保険者均等割及び世帯別平等割の割合を変更するため、本案を提出する。